



Title	マンジュ国家の社会構造について：天命期を中心として
Author(s)	井上, 浩
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1977, 10, p. 35-56
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/47960
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

マンジュ国家の 社会構造について

——天命期を中心として——

井 上 浩

はじめに

ヌルハチ *Nurhaci* は一六世紀末に建州を統一した頃よりマンジュ国 *Manju* (満洲国) を称しつつ、ハダ *Ha-da*、ホイファ *Hoifa*、ウラ *Ula*、エホ *Yehé* の各国を滅ぼしてジュセン *Jušen* (女真) 民族を統一した。一六一六年に天命と建元する一方、明や朝鮮との通交からアイシン *Aisin gurun* (金国) とも称するようになった。天命三(一六一八)年より明国への侵入を開始し、天命六(一六二一)年に遼東を獲得するに至ったが、天命十一(一六二六)年に戦傷がもとで没した。第二代のハン位についた太宗ホンタイジ *Hong Taiji* は崇徳元(一六三六)年に国号を大清とし、中国風に国制を整えた。一六四四年に順治帝のもとで入関し中国を征服するまでのこの半世紀間は、ジュセン民族にとって大きな変動期であるとともに、中国に於ける清朝支配の準備段階でもあった。

本稿ではマンジュ国時代の社会構造を人的構造の面から考察しようとするものである。その際、天命六年の遼東進出は多数の漢人をマンジュ国の体制内に取り込むこととなったため、マンジュ社会は一大変質を遂げたと考えられる。

そこで特にこの時期を主要な考察対象にする。

マンジュ国の社会制度は軍政、民政を兼ねた八旗制度によって代表され、ジュセン民族はもとより、国家を構成する漢人、朝鮮人やモンゴル人も同じくこの制度のもとに統轄された。² 八旗制度に関しては従来より多くの研究があり、³ 解明せられた点も多い。しかしその内部構造に関しては依然追求すべき余地も残されていると思われる。

マンジュ国の社会的諸身分について詳細にその用語を記しているのは『舊滿洲檔』⁴ である。それによると、身分概念を表わす用語として、ハンHan、アンバン amban (大人)、ベイレ beile (王)、ハファン hafan (官人)、イルゲン irgen (民)、グルン gurun (国人)、ジュセン Jušen、アハ aha (奴僕)、ボイロン・イ・ニカン boigon i nikan (編戸漢人)、グチュ gucu (朋友) 等がある。

これらの用語の示す概念の実態とその統属関係についてさまざまな見解が提出されてきたが、それらを検討してみよう。

一 ジュセン・イルゲン

第一に問題とされたのは、ジュセンについてであった。ジュセンは本来民族名たる「女真」をさすが、ここでいうジュセンは一定の社会的身分を意味し、『清文鑑』⁵ では「滿洲臣僕」と漢訳される。このジュセンについて今西春秋氏は「本来の意義と同時に又部下・臣属・隸臣等の意味に於て使用されている。……jušen 族臣下に対してのみでなく、蒙古人臣下に対しても亦た用いられ」⁶ ていたとされる。鴛淵一・戸田茂喜氏はジュセンが女真人から部民（平民）へ、そして武人（国民軍）、手下（個人的所有の隷属者）それから奴僕の義にと転化したとされる。⁷ 三田村泰助氏に

於ては、「ジュセンは隸臣關係にある氏族を意味し、ある程度の自由を有し奴婢家畜を貯え、その生活状態は領主氏族と異ならないものである。……ジュセンは奴僕でなく、領主氏族と共に女真社会の上層階級を形成していた」とされる。⁸

これらの見解に対して、安部健夫氏はニルを、一この養兵基体と考え、一ニルに三百の男丁即ちジュセンと甲士 *ulsin* が含まれるとした上で、このジュセンが「掠奪戦争の結果として」発生し「『拒者』のなれのはてたる俘獲（オルジ）をその供給源」とするものであり、君主（ハン）と官僚層、甲士を主とするボーゴンとしての民（イルゲン）に次ぐ、第三の身分階層として在ったのであり、その下にアハが在ったとされる。そしてこのジュセンは公的にニルに帰属し、「奴僕ではないが然しほとんど奴僕同様に役属・侵虐されしかも手に農技をもつ一種特別な民族」として後世に普通名詞化され、自由民と奴隸との中間に位する隸民として規定されている。⁹

阿南惟敬氏は一ニルの三百の男丁には甲士即ち兵士が含まれるが特別の身分ではないとされた。¹⁰ また三田村氏はニルが甲士の養成と併せて軍務遂行に必要な広範囲な雑役を果すことを目的として編成された一種の民兵組織であるとされ、安部氏の見解を批判しつつ氏の従来の説を発展せられた。¹¹

こうした種々の見解を整理し、ジュセンと併せて諸身分の統属關係を体系づけられたのが石橋秀雄氏である。氏は先ずイルゲンが一般的な民であるとされ、それが兵士 *colia* やハファン時にはジュセンから区別されたのは、行政的な秩序における位置づけのためであり本来広義のアンバンの属下に位置づけられ、統一の進展とともにハン——グルン、イルゲン、ジュセンの形になり、さらに官僚制の整備とともに広義のアンバンがバイレー——ハファンへと組織化された結果ハン——バイレー——ハファン——ジュセンとなりニルの構成員として八旗的統制下に秩序づけられたとさ

れた。¹²⁾

石橋氏の見解によつて、ほぼジュセンの問題は論議の余地がないかと思われるが、ここで今少し検討を加えてみたい。

ジュセンは奴隸でもないし、或は安部氏の言はれる如き隸民としてイルゲンの下に位置するものでもない。私的にエジェン *ijen* (主人) に従属するアハとは異り、最終的にはハンに帰属することは明白である。天命六年閏二月一七日の条で「諸王 *beise* はジュセンを、ジュセンは諸王を愛しめ。アハは主(エジェン)を、主はアハを愛しめ。アハは自ら耕した田の穀を主と共に食べよ」とあり、ジュセンに於ける公的統属関係と、アハに於ける私的統属関係の異なる次元に於ける関係を端的に示している。これと同様の表現としては、天命六年閏二月二八日の条では「ハンの善に¹³⁾とつてはグルンが、グルンの善に¹⁴⁾とつてはハンが善なることぞ。ベイレの善に¹⁵⁾とつてはジュセンが、ジュセンの善に¹⁶⁾とつてはベイレが善はることぞ」とある。この場合のハンとグルン、ベイレとジュセンの関係もまた異なる次元の表現であつて、グルンとジュセンの用語でもって指し示す対象は確かに同一のものであろうが、しかしそこには何らかの概念の差違があることと思われる。

ジュセンが資料において現われる場合は、例えば万曆三十五年三月の条に、「ナチブ *Nacibu* という名のアンバン *amban* (大人) に管轄せよとて与えたジュセンを皆取つた」¹⁷⁾ また天命四年三月三日の条では「ハンの宗弟ワンサン *Wangsan* に与えたアハ、ジュセンを皆奪つた」¹⁸⁾ などである。ここで注目すべきは、それぞれの身分の統属関係を示す用語である。『舊満洲檔』に現われる主な用語例をまとめると、「管轄する」がジュセン、漢人、ニルに対してのみ使用され、この三者は同時に「専らにさせる」ことがないのである。一方それとは逆の立場にあるのがアハ、グチ

ユヤグルン、イルゲンである。「管轄する」と「専らにさせる」との違いは、結局所有関係に帰せられるべきものであろう。

用 語 \ 対 象	アハ	グチュ	グルン	イルゲン	ジュセン	漢人	ニル
与える bumbi	○	○	○	○	○	○	
管轄する kadalambi					○	○	○
専らにさせる salibumbi	○	○	○	○			
分ける dendembi			○			○	
賞賜する šangname bumbi	○				○		

表. 統属関係を示す用語

また天命六年閏二月二八日の条にはグルン・イルゲン、或はジュセン・イルゲンの例も見える。この場合両者は熟語として表わされていることからグルン、イルゲン、ジュセンを同一のものとしてみるよりは、「グルンたるイルゲン」、「ジュセンたるイルゲン」と解すべきかと思われる。そうするとジュセンはニル等ともに「管轄される」ものであるから、ベイレ、ハフアンの管轄下に八旗的統制下ないしは官僚制的秩序に於ける存在で示し、かつその身分がイルゲン（民）であるということを示していると考えられる。即ちイルゲンはモンゴル語に由来する外来語であり、女真社会に於ける特定の社会的身分集団を示す言葉ではなく、社会的身分の上下を示すために補足的に使用されたのであろう。

イルゲンについて安部氏は「甲士を主とするボーゴン *boigon*（編戸）の民（イルゲン）」としてジュセン（隸民）の上位に位置する身分とされる。その根拠として崇徳元（一六三六）年四月十六日にモンゴルのカルカ *Kalka* 部出身のエンゲデル・エフ *Engeder Efu* の病没の際の記事を挙げられる。そこでは「一つの城、イルゲン、ジュセン、アハ、トクソ *tokso*（屯莊）、

金、銀……」と列記されている。これに対し石橋氏はこのイルゲンを城に関連するイルゲンであると説明され、ジュセンは諸王並に相応するジュセンを付与されたものであるとされる。¹⁹

一般的に言えば、イルゲンの用語が現れるのは、先述の如き熟語の例か或は漢人などの場合が多い。天命六年五月五日の鎮江地方の反乱の際、漢人への書には「汝等は昔大明皇帝のイルゲンであつた。天は遼東の地を我に与へれば、今我がイルゲンぞ」とある。²⁰ また同年七月二七日の条では「堡莊のイルゲン・イ・ニヤルマ *irgen i niyalma* (民の人)」の表現があり、同じく一月二二日に下したハンの書では「ジュセン人、漢人は皆ハンのイルゲンになっている」とある。²¹

従つて崇徳元年四月十六日の条のイルゲンも、エンゲデル・エフ属下のモンゴル人を指すものであり、ジュセンはマンジュ体制下に於て、「管轄される」民と解すべきであり、前者のイルゲンはマンジュ体制下ではグルン・イルゲンとして「専らにすること」ができる民といえる。

二 グルン・イルゲン

先に触れた如く「ジュセンたるイルゲン」として理解すると、「専らにすること」で示される「グルンたるイルゲン」とは何であろうか。

天命六年閏二月二八日のヌルハチの言に「ハンの善にとつてはグルンが、グルンの善にとつてはハンが善なることぞ。ベイレの善にとつてはジュセンが、ジュセンの善にとつてベイレが善なることぞ」とある。²² そしてこのグルンとは万曆四三(一六一五)年十二月の条に「スレ・クンドウレン・ハン *Sure Kundulen Han* の集めた多くのグルンを

皆均しく整へ数へて、三〇〇男を一ニルとなし……」²⁴とある如く、則ちハンの民でありまた三〇〇男よりなるニルの構成員である。²⁵ではこのグルンには何如なる身分が含まれるのであろうか。天命六年三月にヌルハチは八旗の兵を率いて明の遼東に侵入し、瀋陽城や遼東城等を落して遼東を得たが、鎮江地方では明將の毛文竜の策動によって容易にマングジュ国の支配に服さなかった。井戸に毒を投じたり或いは水や塩に毒を盛ったり、豚に毒を食べさせて売るというようなゲリラ活動が展開され、鎮江地方の漢人は叛きて毛文竜に通謀するに至った。そこで三千の兵が派遣され反乱は鎮圧されたが、その際の記事として、天命六年七月二十七日の条で「鎮江地方の叛いたグルンを降しに行つて、²⁶叛かなかったグルンを戸に編して留めた。叛いたグルンをオルジ²⁷（俘虜）となして、一万二千のオルジを連れ来た」とある。また同年十月二十五日に下したハンの書では「我が政道、法度が明らかで正しいのを嘉として、明（ニカン）の皇帝（ハン）の河東の遼東の地を我に与えた。今ジュセン人も漢人（ニカン）も皆同じハンのグルンとなつてゐる²⁸」とある。以上のことからグルンにはジュセン人も新附の漢人も含まれると考えられる。

ではグルンに含まれない身分は何であらうか。同年十一月二十七日にヌルハチは新附の漢人に対して「河東の者を皆男を数へてジュセン人、漢人のハファン等と同じく分けて管轄させる。漢人のハファン等が財貨を取るか。ジュセン人のハファン等が財貨を取るか。我の言に背きて財貨を取りグルンを苦しめるハファンを降す。我の言に背かぬ正しく良いハファンを降す²⁹」と述べている。即ちグルンに対してハファンが対立的に挙げられている。

また、ヌルハチの次子アンバ・ベイン *Amba Beile* 即ちダイジャン *Daišan* の子シヨト *Soto* が他の諸王とともに逃亡を図り罪を得た際、天命五年九月一三日に、ダイジャンがヌルハチに対して次のように述べている。「我に生れた子が、我を惡として逃げれば、ハンなる父の専らにさせたグチュ（朋友）、グルンが我がもとで何如にして暮せよう

か。子が是で我が非ならば、ハンなる父の掌握させた政道から我は避けよう。継母の言を容れて、子に我がグチュ、グルンを与へず、家のアハ、馬、牛の牧群を専らにさせず、着るもの、食べるものを豊かに与へなければ、我が妻を我が殺そう……」²⁹

以上のことからグチュとアハがグルンから除かれる。

以上の事を整理すると、グルンとはハンが集めた民を表し、漢人も含まれる。但しその場合にはハフアンによって管轄され、あくまでも対象が漢人の場合のみである。このことは逆に漢人の社会的地位を示すものといえる。次にグルンはハンないしベイレに帰属しかつアンバ・ベイレからショトへの如く分与される性格のものである。ジュセンはそれに対して、ハンにのみ帰属し、ベイレやハフアンはその管轄にあたるのみである。換言すればグルンは私有民として、ジュセンは公民と考えられるのではなからうか。

三 グルンからジュセン

満洲実録にはジュセンの用例が比較的豊富である。万曆十一年の条に「スレ・ベイレ Sure Beile (ヌルハチ) が語るに、ニカン・ワイラン Nikan Wailan よ、汝は我が父のジュセンの数の内であった」とある。同じく「太祖スレ・ベイレに向いて、四アンバンが語るに我等を、諸々から先ず従い来たを思えば、ジュセンと為すなかれ」とある。これらのジュセンが特定の身分を示すのか、或は単に部下の意味に使用されたのか疑問のあるところである。一方グルンの用語もあいまいである。さらに『舊満洲檔』は同時代の記録であり、『満洲実録』は崇徳元年に初修されたものであって、当然用語の変更、統一もありえた。

しかしながら少くとも天命期にあつてはグルンとジュセンに差違があつたと思はれる。万曆三十七年二月の条にヌルハチが弟のシウルガチ *Siurgaci* ~ *Surgaci* に「弟よ、汝の暮す道 *banjire doro* たるグルン、グチュは我等の父が専らにさせたグルン、グチュではないぞ。兄たる我が与えたグルン、グチュぞ」と語っている。³⁰ つまりグルンはその所有者にとって「暮す道」、生計を助けるものと考えられる。一方ジュセンはベイレ、ハファンによって管轄される存在だが、その管轄関係を示す用例は不明である。しかし、ジュセンと同じく管轄される漢人の例だと、天命七年六月十日の条に「(副将の)アプトウ・バートル *Abutu Batur* は彼に合した新附の漢人をして、彼の家をアルバン *alban* (正賦) で造らせた。また罪ある者を勝手に鞭打つたとて、彼に与えた漢人を皆取り三十両の罪とするように法の諸大臣 *šajin i ambasa* が審問していた」とある。³¹ この記事からして管轄関係に於ては私的利用が禁じられていたようだ。また天命八年三月二八日の条では「ジュセン人、漢人のハファン等に各々割り当てられた漢人が何か送り来た時、魚、雉、野鴨、果実は受け取れ。牛、羊、山羊、豚、財貨、銀、草、穀物を受け取るな。取れば罪」とあり若干の貢納を得ることは許されていたようだ。³²

さてグルン・イルゲンとジュセン・イルゲン両者の関係を考察してみるに、恐らくグルンからジュセンへと移行するものと考えられる。天聰四年四月三十日の条に太宗ホンタイジの言として「我は金、銀、鍛、財貨を多く得たとて喜ばない。人を多く得たという時に喜ぶ。金、銀、鍛、財貨というものは無くなり尽きるもの。人は尽きるか。一二得れば皆グルンの同類、それに生まれた子等は皆我等のジュセンとなるぞ」とある。³³ 天命期にあつてはグルンよりジュセンで表される場合が多いが、それでもこうした記事がみられるところに、その歴史的背景が示されている。つまり私有民たるグルンが、八旗的統属機構の整備とともに公民たるジュセンへと移行したのではなからうか。

またグルン、ジュセンともにイルゲンではあるが、それはアハを念頭に於ての表現であつて、決して自由民といえるものではなかった。万曆四三年一二月の条に、「グルンに穀のアルバンを取れば、グルンが苦しむとて、一ニルの十人の男と四頭の牛を公に出させて、空地に田を耕させて、穀を多く得て庫が充ちて……」³⁴とあり、天命五年三月の条に長皇子 Amba Age の家を建てる際、アルバンの千人が働いたとある。³⁵また天命六年四月十六日の条に「ハンの家で働く一ニルの各二人、十五ニルの各一人のジャンギン Janggin を賞し、ジャンギンに毛青布各二、働くアルバンの者には布各二」³⁶を与えた」とある。

万曆四三年の記事では貢納から賦役耕作への移行が記され、天命六年の記事ではその他の賦役のことが記されている。また天命八年二月十六日の条では、都堂の書として「各ニルの三百人の男から二百石の穀を取る」³⁷とあり、再び穀による貢納が復活したことが知られ、それらの負担したのがグルンやジュセンであった。従つて安部氏がジュセンを「奴僕ではないが然しほとんど奴僕同様に役属、侵虐され」る隸民とされたのは一面で彼等の境遇を指摘されたものと思われる。

四 アハ

アハ（奴僕）について朝鮮の李民寯の『建州聞見録』に

自奴酋諸子下至胡皆有奴婢（互相売買）農庄（将胡則多至五十餘所）、奴婢耕作以輸其主。軍卒則礪刀劍、無事於農畝者。

とあるように家畜と同様に売買される私有財産即ち奴隸と考えられる。また『嘯亭雜錄』に、

国初時、俘掠遼瀋之民、悉為滿臣奴隸、文皇帝憫文、拔其少壯者為兵。³⁸⁾

とあり、中山八郎は中山天命六年に得た遼東の漢人が全て奴僕とされたと解せられた。

アハの起源に関して安部氏は、満洲人の戦争目的が、人口、牲畜及び財寶の獲得にあり、掠奪戦争であつたとされ、敵手人口を区別する原則として、敵者は殺し、降者はボイゴン（編戸）として自己の体制内に取り入れ或は只の自由民とし、数に於て大きな比率を占めていた拒者を俘獲しオルジ³⁹⁾（捕虜）となしニルのトクソ（屯莊）のジュセンやアハとなしたとされる。その根拠の一として、天聰七（一六三三）年六月戊寅の証明戦争にあたつてのグサ・エジンヤングリ Yanguri（楊古利）の上奏のうちの次の言を挙げられる。

儻不得城堡、則令兵縱畧、焚其廬。敵者殺之、拒者俘之、降者編為戸口。所俘各照牛象派數上獻。至於兵士所獲、不計多寡、聽其自取。⁴⁰⁾

また天聰八年九月甲戌の条に

上以季思哈征瓦爾喀、所俘人民、未經分撥、遣英俄爾岱、龍什、穆成格、與大貝勒代善、及諸貝勒等會議、諭之曰、此俘獲之人、不必如前八分均分、當補壯丁不足之旗。八旗制設牛象、一例定為三十牛象。如一旗於三十牛象之外、餘者即行裁去、以補各旗三十牛象之不足者。如有不滿三十牛象旗分、擇年壯堪任牛象之人、量能授、統領所管壯丁、別居一堡、俟後有俘獲、再行補足。⁴¹⁾

とあり、これら俘獲せられた人即ちオルジが、一部はアハとされ、一部はジュセンとしてニルのトクソに然るべく分給されると安部氏は解されている。

しかしこれらの記事はむしろ天聰七・八年以前にあつては、オルジをアハとして処分していたのが、ニルの壮丁数

に不足を生じ、ジュセンの概念であつたかどうかはともかくとしてニルに分給せられたとも考えられる。

万曆四三年十二月の条に、「最初から征伐する時、得たオルジが多い時には均しく分けていた。オルジが少い時は、百頭の羊を百人が食べれば足りず、一頭の羊を一人が食べれば足りないという。これを衆人に分ければ誰に足りるとて、一つもない者に与えたいと一人に満足に与えていた」とある。⁽⁴²⁾この場合、当然分け与えるべきオルジはアハとしてである。

しかしながらオルジと称され編戸された例もある。万曆四一年正月の条で、ウラ国を滅り「すべてのグルンを皆得て十泊し、大城に營を設けてオルジを分配した。万戸を作つて連れ来た」とあり、また天命二年に東海の末服の諸国を征服した後、六月に「敗走し出て免れた者を盡く取つた。すべて三百人のオルジを得た。百戸を作つた。それから兵は還り来た」という記事がある。ウラ国の場合、万戸に作られたのは一般のグルンであり、それとは別にオルジとされた者が分配されたのであろう。また東海諸国の場合、「敗走し出て免れた者」が「オルジ」でかつ「百戸」とされたようである。「万戸」や「百戸」という表現は明らかに、分配されることなく、集団としてそのままヌルハチの属下に入ったと考えられ、安部氏の言うジュセンであろう。しかしウラ国のオルジと東海諸国のオルジが一律に同じ意味をもつかというと疑問である。ウラ国はヌルハチのマンジュ国と永年対立して来た国であり、一方の東海諸国は単に未服の国に過ぎない。

確かに、アハの多くはオルジに由来するが、しかしオルジの内容にはさまざまな状況があり、編戸される場合もみられるが、しかしそれをもって安部氏の言われる如く、ジュセンの起源をオルジと規定することはできないと思われる。

このアハの性格について一般的には家内奴隸とされ、また農耕奴隸とする見解もある。⁴⁵ また明代女隸制社会と解する場合、このアハの存在が念頭にあるようだ。しかしながら、河内良弘氏が指摘される如く、女真社会に於ける奴隸即ちアハを量的過大評価はできないと思われる。⁴⁶

天命六年三月二日の条にコルチン *Korcin* のナンス・ラ⁴⁷ *Nangsu Lama* 属下のジュセン六三戸が使役するアハとして男女各五十人を与えられたとあるが、その他の奴隸所有主（エジェン）としてのハファンや兵士の場合も限定されている。従つて重視されるべきは、ハン或はベイレの民であるグルンやジュセンであり、彼等がマンジュ国にあつては主要な生産者であつたらう。

五 編戸漢人

天命三年以後、マンジュ社会に多数の漢人が編入されたが、これらの漢人はどのように位置づけられるであらうか。先ずその編入過程からみてみよう。

正命三年四月、ヌルハチは八旗の兵を率いて明の境内に侵入し、十五日に撫順を陥し入れて三十万のオルジ（俘虜）を得た後、帰還した。十六日の条に、「これより各処に進入した兵は皆撫西（撫順）城の西方の野に会して、戻り還つて、境のものとギャバン *Giyaban* の野に兵営を設けて、三十万のオルジを分け、千戸に作った」とあり、二六日には「撫西から来た千戸の父子、兄弟を分けなかった。夫婦を離さなかった。戦いで会い得なかった兄弟、父子、夫婦、親類、家のアハの全てのものを、皆家に来て、皆査べて、会わせ与えた。その上馬、牛、アハ、衣服、衾、褥、穀や殺して食べよと千頭の牛を与えた。…もとどおり彼の明国の例 *kooli* で大小の官人を立たせて、彼のもとの主、遊撃

李永芳に与えて管轄させた」⁽⁴⁸⁾のである。

以上のことから、三十万の漢人はオルジとして、マンジュの支配下に入ったものの、編戸の民としてその一部の者はアハを所有することもあったのである。また三十万という数字は信用し難いが、ともかく多数の漢人が一時にマンジュに組みこまれたため、当初は従来通りの明制による統治がなされたのである。また彼等を懐柔するため、同年閏四月八日にはヌルハチの子アバタイ Abatai の長女が李永芳に与えられている。

天命四年三月二日にはサルフ Sarhu の戦いでマンジュ国は明に勝利し、その余勢を駆って六月に開原、七月に鉄嶺を得て、さらに八月にはエホを滅ぼし、ジュセン民族を統一するに至った。マンジュの漢人支配が有効に実施されたためか、天命六年に至るまで漢人問題は発生しない。

天命六年三月、ついにマンジュは遼東に侵入し瀋陽、遼陽等を占領し遼東を手に入れた。それと共に新附の漢人も八旗制度のもとに統轄されることとなった。⁽⁴⁹⁾四月一九日に下したハンの書には「一緒にになった漢人の馬を五ニルの馬に合わせて代子 *daise* ニルの主が率いて見守れ」⁽⁵⁰⁾とある。

ところで先述の如く鎮江地方では容易にマンジュの支配に服さず争乱が繰り返されたのである。天命六年五月五日の条に「遼東地方の全てのイルゲン（民）は皆頭を剃って降っても鎮江地方の者 *niyalma* は頭を剃らず、また遣わした使者を殺した」ので、結局七月二七日に、「鎮江地方の叛いたグルンを降しに行つて、叛かなかつたグルンを戸に作つて留めた。叛いたグルンをオルジとして一万二千人のオルジを連れ来た」⁽⁵¹⁾のであり、八月十二日に「鎮江から連れ来たオルジを」官爵のある者に賞したのである。ここで注意すべきは、これら新附の漢人はグルン或はイルゲンもしくはニカン（漢人）として表わされるのであつて、決してジュセンとは表わされない。即ち漢人はハンの私有民た

るグルン・イルゲンとされたのである。もとよりジュセン人との混同を避けた結果ともいえるが、それよりは先述した天聰四年四月三十日のホンタイジの言の如くグルンとジュセンの概念を区別した結果であろう。天命六年七月十四日には、八旗のために、海州地方に十萬晌、遼東地方に二十萬晌、全て三十萬晌の田を取る圈地が行われ漢人の移住、合住の問題が生じた。明実録の天啓元（一六二一）年十二月辛卯の記事に、「遼撫王化貞題……奴將各處屯民尽驅出寨、昨赴耀州等處男婦二十餘萬口北行……」とある。⁵²さらに漢人に対する命令として「今年播種した穀は各自取れ。我は今田を數へて、一人の男に穀を播種すべき五晌、棉を播種すべき一晌の田を均しく分け与へる。汝等は男を隠すな。男を隠せば田を得られないぞ。これ以後は乞食者を乞食させない。乞食に和尙に皆田を与へる。各々田を勤め耕せ。三人の男に一晌のアルバン（正賦）の田を耕させる。二〇人の男に一人の男を兵に徴する。同じく二〇人の男に一人の男をアルバンで仕事をさせよ」⁵³とあり、漢人は賦役耕作や兵役、賦役労働の負担者であつた。また天命六年十二月十日の条にある旧例 *te an* で取る穀を始めとする種々の貢納を負担した。⁵⁴しかしながらこうしたアルバンはジュセン人の場合とほぼ同様であつた。その結果漢人はマンジュ經濟の最大の担い手として位置づけられるようになる。しかしながらヌルハチの対漢人政策が充分な成功を得たとは言い難い。⁵⁵天命六年十一月二十七日の条では、「遼東を得た後、ジュセン人の官人等を任じて管轄させたいといって、汝等の新附の民をして、言葉を理解せず、苦勞するのではないかと恐れて、漢人の官人等をして管轄させているのだつた」⁵⁶とあり、懷柔策より出発したが、遼東、海州に於ける旗地設置後、漢人へ支給する土地が不足した結果、満漢合住が行われ、その結果、ジュセン人の漢人圧迫が顕著となる。天命七年三月一五日のハンの書に、「ジュセン人、漢人が合して住む。穀を合わせて食べよ。田を合し耕せと合しさせているぞ。聞けばジュセン人は合した家の漢人の牛車や、合した家の漢人をして持たせて草や穀を運

ばせているという。いろいろなものを搾取するという。それを汝にアハとして与えたのではない」とある。⁽⁵⁸⁾

遼東南部に於ける漢人の離叛に対し、結局北方瀋陽へ遷都し、漢人には徹底的弾圧を行った。天命十年十月三日の条に、「助命した者が公にあれば、ジュセン人が侵害するとて、皆ハン、諸王のトクソ tokso (莊) とする。一トクソに十三男、七牛、百晌の田を与える。二十晌はアルバンのもの、八十晌は汝等自身の食べるもの」とあり、ハン、ペイレのトクソが作られ漢人がそこに編入されたのである。先に述べた如く編戸漢人はグルンとしてハンに帰属すべき存在であり、かつハフアンの管轄を受けるものであったが、ここに至って細分化され、諸王に分与されたことを知りうる。

おわりに

天命期のマンジュ国家に於ては種々の社会的身分概念がみられるが、本稿に於てはその主要なものを考察して、社会の基本構造を明らかにしようとしたものである。

マンジュ国家の基本的部分は、イルゲン、グルン、ジュセンであり、これらは何れも民として把握されるが、実は、グルン・イルゲン、ジュセン・イルゲンとして概念に差違があると思われる。則ち前者はハンないしペイレの私有民、或は支配者に奉仕する「部民」的な存在と考えられ、後者は一元的にハンに帰属する「公民」であり、ペイレやハフアン層が管轄の任を負っているのである。つまりハンのグルンで八旗的統制を受けるもの、それがジュセンである。

マンジュ国家の発展につれ、ヌルハチはジュセン諸国のグルンを自己の手に集めつつ、公民化しジュセンとして八旗制の内に編入していったのであろう。そしてこれらのグルンやジュセンが社会の基本的部分を占め、上にハン、ベ

イレ、ハファン層があり、下にアハが存在するが、量的にあまり過大評価すべきではなからう。さらに天命期には多数の漢人がグルンとして、マンジュ社会に加ったのである。

注

(1) マンジュの国号に関しては、三田村泰助「満珠国成立過程の一考察」(『清朝前史の研究』一九六五年、所収)、神田信夫「満洲 (Manju) 国号考」(『山本博士還暦記念東洋史論叢』一九七二年、所収)等がある。三田村氏はマンジュが実在の国号であり、女真民族統一後は「外に後金国と称し、内にジュセン国を称するに至って、マンジュ国は解消した」とされ、神田氏は新史料によってそれを修正され、ジュセンが全女真を包含する民族名であって、本来の満洲語名の国号は、大清と称するまでは依然としてマンジュであつたとされる。

(2) 八旗制度に関する研究は、その成立時期や編成、旗地及び生計、人的構造等、多方面に渡っている。八旗とは『満洲実録』万曆十二(一五四八)年の条で「オルゴニ Orgon、ロロ Lolo を隣らせて各三〇〇の男を管轄するニル niru のエジェン ejen (長) の官とした」という記事に初めて見えるニルを基礎単位とするものである。万曆四三(一六一五)年の条では五ニルを一ジャラン jalan、五ジャランを一グサ gusa (旗) とし全て八グサとしたとある。即ちニル・ジャラン・グサによる編成法である。

(3) 八旗制度の内部構造に関する研究として、中山八郎「明末女直と八旗的統制に関する素描」(『歴史学研究』五一二、一九三五年)、鴛淵一・戸田茂喜「ジュセンの一考察」(『東洋史研究』五一、一九三九年)、安部健夫「八旗満洲ニルの研究(1)(2)(3)」(『清代史の研究』、一九七一年、所収)、周藤吉之「清代前期に於ける八旗の村落制」(『清代東アジア史研究』

一九七二年、所収)、三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」(『清朝前史の研究』、所収)、石橋秀雄「清初のイルゲン(Irgen)」(『日本女子大学紀要』、一三、一九六四年)。「清初のジュシェン(jušen)——特に天命期までを中心として——」

(『史苑』、二八—二九、一九六八年)。

(4) 『舊滿洲檔』全十冊、国立故宫博物院、台北、一九六九年。

(5) 『清文鑑』、巻十、人一。また『清文彙書』では *Jusen halangga niyalma* (女真属下的人) と同じとある(羽田亨編『滿和辞典』)。

(6) 今西春秋訳『滿和对訳滿洲實録』三七六頁、注四一。

(7) 駕淵・戸田氏 前掲論文、二頁。

(8) 三田村氏「滿珠国成立過程の一考察」(前掲書、所収) 四八一頁、「ムクン・タタン制の研究」(前掲書、所収) 一二三—二四頁。

またグチュに関しても、モンゴルのネケルとの類似を指摘しつつ貴族階級に位置づけられる。

(9) 安部氏、前掲書、八四—一〇八頁。

(10) 阿南惟敬「清初の甲士の身分について」(『歴史教育』、十一、一九六二年)。

(11) 三田村氏「初期滿洲八旗の成立過程について」(前掲書、所収) 三百八頁。

(12) 石橋氏「清初のイルゲン(Irgen)」、「清初のジュシェン(jušen)」。

(13) 『舊滿洲檔』、第二冊、五八六頁。 *beise* は *バイレ beile* (主) の複数形である。バイレは広い意味に使われるが、終始バイレと称せられるのは大バイレ *amba beile* としての四人であり、さらに小バイレ *ajige beile* の四人を加えた八バイレが

天命六・七年以後には旗を支配するホシヨイ・ベイレ^{Hošoi beile}であった。(神田信夫「清初の貝勒について」『東洋学報』四一四、一九五八年、一九頁)。

(14) 『舊満洲檔』、第二冊、六〇〇頁。

(15) 同書、第一冊、十二頁。

(16) 同書、第一冊、四二二頁。

(17) 同書、第二冊、五九九〜六〇〇頁。この用語は先に引用したハン・グルン、ベイレージュセンの關係に於て現われる。

(18) 三田村氏「明末清初の満洲氏族とその源流」(前掲書、所収)、ではイルゲンについて、「語の本来の意味は社会的身分の高さを示すもの」であり、その社会的身分の上限は部族或は国の支配者であるハン・ベイレにつぐ存在であり、その下限は隸臣たるジュセンにまで到るであろうとされる。(六六頁)。

(19) 安部氏、前掲書、八六頁。石橋氏、「清初のイルゲン (Irgen)」二四頁。

(20) 『舊満洲檔』第十冊、四七五三頁。

(21) 同書、第二冊、七三七頁。

(22) 同書、第二冊、八三二頁。

(23) 同書、第二冊、六〇〇頁。

(24) 同書、第一冊、一二五頁。

(25) ニルが三百男よりなるというのは表面上の規定にすぎない。

(26) 同書、第二冊、七三九頁。

- (27) 同書、第二冊、七九二頁。
- (28) 同書、第二冊、八四八～四九頁。
- (29) 同書、第一冊、五六五頁。
- (30) 同書、第一冊、二三～二四頁。
- (31) 同書、第三冊、一二七七頁。
- (32) 同書、第三冊、一四二六頁。
- (33) 同書、第七冊、三二五九～六〇頁。
- (34) 同書、第二冊、一二七頁。
- (35) 同書、第一冊、五二六頁。
- (36) 同書、第二冊、六五八頁。
- (37) 同書、第三冊、一三五八～五九頁。
- (38) 汲修主人選『嘯亭雜錄』、卷二、漢軍初制。
- (39) 安部氏、前掲書、八三～八四頁。
- (40) 『大清太宗文皇帝実録』、卷十四、
- (41) 同書、卷二〇。
- (42) 『舊滿洲檔』、第一冊、三三四頁。なおこの記事を安部氏はオルジのニルへの分給に理解されておられる(前掲書、一四頁。注18)。

- (43) 『舊滿洲檔』、第一冊、五六頁。
- (44) 同書、第一冊、一六三頁。
- (45) 石橋氏は『滿文老檔』、『滿洲実録』よりアハの事例を描出され、アハを基本的には家のアハ(booi aha)とされ家内奴隸と性格づけられる(「清初のアハ(aha)」)。また田中克己氏は農耕奴隸とされる(「清初の奴隸」『帝塚山学院短期大学研究年報』、四、一九五六年)。
- (46) 永樂・宣德期(一五世紀前半)に於いて女真社会は漢人奴隸が急増し、奴隸制的土地所有の移行期にあったという。和田清「明初に於ける女真社会の變遷」(『史学雑誌』四八一九、一九三七年)。旗田巍「建州三衛の戸口に就いて」(『池内博士還暦記念東洋史論叢』、一九四〇年)。江嶋壽雄「明初女直朝貢に関する二三の問題」(『史淵』、第五八輯、一九五三年)。それに対して建州女直社会に於ける奴隸増加という現象は存在せず、太祖初年に於ても奴隸は數的に微々たるもので奴隸急増は太祖後期より太宗朝に於いてであるとする見解もある。河内良弘「建州女直社会構造の一考察」(『明代滿蒙史研究』、一九六年、所収)。
- (47) 『舊滿洲檔』、第二冊、一〇九三頁。
- (48) 同書、第一冊、一九七、九八頁及び二一九頁。
- (49) 遼東侵入期の漢人については、阿部氏や周藤氏の前掲書に詳しい。また石橋氏も遼東進出の意味や、公課及び対漢人政策変更の原因等について述べられている(「清初の対漢人政策とくに太祖の遼東進出時代を中心として」、『史艸』、二、一九六一年)。
- (50) 『舊滿洲檔』、第二冊、一一三二頁。

- (51) 同書、第二冊、一一三二頁。
- (52) 『大明熹宗愍皇帝実録』、卷十九。
- (53) 『舊滿洲檔』、第二冊、七三二―七三三頁。一晌 *cimari* は六畝（周藤氏「清初に於ける圈地と旗地繩量との関係」前掲書所収、一一一頁）。石橋氏は天命六年七月十日の記事が、旗地設置を意味するのではなくその方針を示したものとされる
- （「清太祖の土地政策に関する一考察」『日本女子大学紀要』十一、一九六一年）。
- (54) 『舊滿洲檔』、第二冊、八六六頁。
- (55) 石橋氏「清初の対漢人政策―とくに太祖の遼東進出時代を中心として―」。
- (56) 『舊滿洲檔』、第二冊、八四五頁。
- (57) 石橋氏「清太祖の土地政策に関する一考察」。
- (58) 『舊滿洲檔』、第二冊、一〇八〇頁。
- (59) 同書、第四冊、一九三九―四〇頁。

（大学院学生）